

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

2023年6月2日

吸収分割に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号
株式会社ラウンドワン
代表取締役 杉野 公彦

株式会社ラウンドワン（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社ラウンドワンジャパン（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年5月19日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年4月1日として、吸収分割会社が営むボウリング・アミューズメント・カラオケ・スポッチャ（スポーツを中心とした時間制の施設）等を中心とした屋内型複合レジャー施設の運営事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1.吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1の吸収分割契約書のとおりです。

2.会社法第758条第4号に掲げる事項について定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本吸収分割に際し、吸収分割承継会社は、普通株式1株を発行し、吸収分割会社に対し交付します。交付株式数は、吸収分割会社が吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて、吸収分割会社と吸収分割承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断いたしました。

また、吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

上記の内容については法令の範囲内で定めており、吸収分割承継会社の資本政策等に照らして相当であると判断いたしました。

3.会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4.会社法第758条第5号及び6号に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5.吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1)吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。

(2)吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書等の内容

該当事項はありません。

(3)吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6.吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第5号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7.債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1)吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

吸収分割会社の2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、また、本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の点、本吸収分割後における吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、吸収分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたしました。

(2)吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社は、2023年4月6日に設立され、設立後に決算期が到来していないため、確定した最終事業年度はありません。

以上より、本吸収分割後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたしました。

以上



吸収分割契約書

株式会社ラウンドワン（以下「甲」という。）と株式会社ラウンドワンジャパン（以下「乙」という。）は、甲が営むボウリング・アミューズメント・カラオケ・スポッチャ（スポーツを中心とした時間制の施設）等を中心とした屋内型複合レジャー施設の運営事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、本事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
商号：株式会社ラウンドワン
住所：大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号
- (2) 乙：吸収分割承継会社
商号：株式会社ラウンドワンジャパン
住所：大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号

第3条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上効力発生日を変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

- (1) 本吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、負債、債権、債務、契約上の地位、及びその他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。
- (2) 前項により乙が承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。
- (3) 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割によって乙に承継することが、本契約に定める義務と抵触する場合

その他甲又は乙に著しい不利益が発生する場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

- (4) 承継対象権利義務のうち、資産及び負債については、2023年3月31日現在の甲の総勘定元帳、その他帳簿の記載事項を基礎として、これに効力発生日までの増減を調整して確定するものとする。

第5条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して乙の株式1株を交付する。

第6条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は次のとおりとする。但し、効力発生日までの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に関して必要な事項について、それぞれの株主総会の承認を求めるものとする。

第8条（競業避止義務を負わない旨の確認）

甲は、本吸収分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第7条記載の甲の分割承認株主総会又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、
甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲が原本を、乙が
その写しを保有する。

2023年5月19日

甲 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号
株式会社ラウンドワン
代表取締役社長 杉野



乙 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長 杉野 公彦



別紙：承継権利義務明細表

乙は、本吸収分割により、本吸収分割の効力発生日における甲の本事業に属する次に記載する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継の対象となる資産

(1) 流動資産

1. 釣銭現金・小口現金・小口立替現金（ただし、本吸収分割後に甲が営む子会社管理及びグループ運営に関する事業（以下、「グループ経営管理事業」という。）にかかる小口現金を除く。）
2. 商品
3. 貯蔵品（ただし、グループ経営管理事業にかかる貯蔵品を除く。）
4. 前払費用（ただし、グループ経営管理事業にかかる前払費用を除く。）
5. 仮払金（ただし、グループ経営管理事業にかかる仮払金を除く。）
6. 立替金

(2) 固定資産

1. 本事業に属する有形固定資産及び無形固定資産（ただし、グループ経営管理事業にかかる有形固定資産及び無形固定資産を除く。）
2. 本事業に属する投資その他の資産（ただし、関係会社株式、関係会社出資金、グループ経営管理事業にかかる長期前払費用、差入保証金および繰延税金資産を除く。）

(3) 知的財産

特許権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権は承継しないものとし、乙が本事業で使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する

2. 承継の対象となる負債

(1) 流動負債

1. リース債務
2. 未払金（ただし、1年内返済予定の割賦販売契約に基づくものに限る。）
3. 未払費用（ただし、グループ経営管理事業にかかる未払費用を除く。）
4. 預り金（ただし、グループ経営管理事業にかかる預り金を除く。）

5. 契約負債
6. 設備未払金（ただし、1年内返済予定の割賦販売契約に基づくものに限る。）
7. 前受収益
8. 仮受金
9. 資産除去債務

(2) 固定負債

1. リース債務
2. 長期未払金（ただし、役員退職慰労金を除く。）
3. 長期預り保証金
4. 資産除去債務

3. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、グループ経営管理事業に従事する従業員及び有期雇用契約にかかる従業員を除く。）

4. 承継するその他の権利義務等

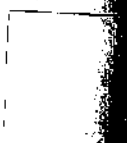
(1) 雇用契約以外の契約

本事業に関して甲が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、法令又は契約上承継できないもの及びグループ経営管理事業に関する契約を除く。）

(2) 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの（ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。）

以上



<別紙2>

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

貸借対照表

2023年4月6日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10	流動負債	—
現金及び預金	10	固定負債	—
固定資産	—	負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	10
		資本金	10
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
資産合計	10	負債・純資産合計	10

以上